

社会福祉法人あすか福祉会

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法

職種に限らず、職員全員が家庭と仕事を両立させることができる、働きやすい環境を整えることにより、各々の持つ能力が最大限発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日

目標と取組内容・実施時期

目標1：育児・介護休業法など諸制度の研修の実施と周知徹底

取組内容

- ・令和2年4月～ 研修担当者の選定
- ・令和2年5月～ 研修計画の策定
- ・令和2年6月～ 各事業所に対する研修の実施

目標2：出産・育児等により退職した女性に対する再雇用を1人以上行う

取組内容

- ・令和2年4月～ 担当者の設定
- ・令和3年4月～ 退職状況の把握・分析・検討
- ・令和3年6月～ 分析・検討結果による対象者への面談の実施

女性活躍推進法

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のとおり行動計画を策定する。

計画期間

令和2年5月15日～令和4年3月31日

目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を8割まで引き上げる

取組内容

- ・令和2年6月～ 会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- ・令和2年9月～ 管理職養成研修の内容および昇進や昇格の評価基準の見直し
- ・令和3年2月～ 管理職候補の女性を対象に、上記研修を定期的に継続して実施

目標2：育児休業の取得実績について、女性は取得率100%を、男性は最低1人以上取得を目指す

取組内容

- ・令和2年6月～ 育児休業制度についての積極的な周知を図る
- ・令和2年7月～ 育児休業取得職員に対するフォローアップ等の強化を検討
- ・令和2年8月～ 対象職員および取得を検討している職員へのヒアリングを実施

女性の活躍に関する情報公表

項目① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

労働者に占める女性労働者の割合…82%

項目② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

労働者の一月当たりの平均残業時間…6.5時間